

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、ベンチャー精神を原点に「絶えず新たな付加価値を創出する」「高い倫理観をもって社会に貢献する」という2つの企業使命を掲げて常に前進し、その成果を通じて広く社会経済の発展に寄与していくことを企業理念としております。また、企業価値の向上に向けて社内外のステーク

ホルダーから多様な意見を吸収し、経営の効率性、透明性及び公正性を確保し、環境変化に迅速に対応する経営を目指しております。

当社は、この基本的な考え方のもと、企業活動の原点が株主、取引先、従業員等との共存共栄であることを認識し、会社法等の法令に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社タネムラコーポレーション	2,095,144	14.12
株式会社シージー・エンタープライズ	1,972,356	13.30
コア従業員持株会	848,700	5.72
有限会社タネムラ・フジワラ	649,400	4.38
種村 良平	420,080	2.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口・75609口)	409,700	2.76
種村 美那子	409,464	2.76
種村 良一	407,400	2.75
神山 恵美子	347,100	2.34
種村 明美	346,900	2.34

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- 大株主の状況は、平成27年3月31日現在の状況です。
- 自己株式(所有株式数624,722株、所有割合4.21%)は、大株主の状況に含めていません。
- 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口・75609口)は、「従業員持株ESOP信託」導入に伴い設定された信託であり、当該株式は連結財務諸表上及び財務諸表上、自己株式として処理しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
坂口 省吾	他の会社の出身者											○
林 良造	学者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂口 省吾	○	独立役員に指定しております。 平成26年6月30日付で責任限定契約を締結しております。 <略歴> 昭和51年4月 野村證券株式会社入社 平成10年6月 同社取締役 平成14年4月 同社常務取締役 平成15年6月 同社常務取締役 兼 野村ホールディングス株式会社執行役 平成20年4月 野村バブcockアンドブラウン株式会社取締役兼執行役社長 平成23年4月 野村證券株式会社顧問 平成23年6月 株式会社ジャフコ監査役 平成25年7月 株式会社コア顧問 平成26年6月 当社社外取締役（現任）	<選任理由> 長年にわたり野村證券グループの経営に携わり、その経歴を通じて培われた企業経営に関する豊富な知識・経験と高い見識を当社の経営監督に活かすことが出来るとの考えから、同氏を選任しております。 <独立役員指定理由> 独立性を阻害する可能性がある類型として東京証券取引所が示す事由に該当せず、また、その他実質的にも独立性を阻害するような事由が存在しないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

		株式会社イーベック 社外取締役(現任)	
林 良造	○	独立役員に指定しております。 平成27年6月25日付で責任限定契約を締結しております。 <略歴> 昭和45年4月 通商産業省 (現・経済産業省)入省 平成14年7月 経済産業省 経済産業政策局長 平成15年7月 独立行政法人経済産業 研究所コンサルティング フェロー(現任) 平成16年6月 帝人株式会社 独立社外監査役 平成17年4月 東京大学公共政策大学院 教授 明治大学法科大学院 客員教授 平成19年4月 株式会社経営共創基盤 経営諮問委員(現任) 株式会社東京大学エッジ キャピタル顧問(現任) 平成21年4月 キヤノングローバル戦略 研究所 理事・特別顧問(現任) 伊藤忠商事株式会社 独立社外監査役 平成22年5月 株式会社紀陽銀行 経営諮問委員(現任) 平成23年4月 東京大学公共政策大学院 客員教授(現任) 明治大学研究推進部 教授(現任) 平成23年9月 ロバート・ボッシュ社 インターナショナル・ アドバイザリー・ ボード・メンバー(現任) 平成23年11月 明治大学国際総合 研究所所長(現任) 平成24年4月 ユーラシア・グループ アドバイザー(現任) 平成24年10月 シティバンク銀行 株式会社 取締役(非常勤)(現任) 平成27年6月 株式会社コア 社外取締役(現任)	<選任理由> 行政分野をはじめ、大学での専門的教育、企業経営に関する豊富な知識・経験と高い見識を当社の経営監督に生かすことが出来るとの考えから、同氏を選任しております。 <独立役員指定理由> 独立性を阻害する可能性がある類型として東京証券取引所が示す事由に該当せず、また、その他実質的にも独立性を阻害するような事由が存在しないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<監査役と会計監査人の連携状況>

当社は、新日本有限責任監査法人との間で会社法及び金融商品取引法に基づく監査契約を締結し、会計監査人を設置しております。当社の監査役と会計監査人は、監査の効率化を目指し、相互の間で明確な監査計画・監査体制の状況を確認しております。また、監査役と会計監査人は定期的に会合を開催し、監査結果や改善点などを話し合い、取締役会に監査役意見としてフィードバックしております。

<監査役と内部監査室との連携状況>

当社監査役は、内部監査室と相互の連携を図っております。ミーティングにおいて、内部監査室から監査役に対して年度計画の説明と相互の計画についての意見交換を行います。また、内部監査室より実施した内部監査の状況と結果を監査役に報告するとともに、監査計画に基づく直近の監査予定部門の着目点等の意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新
--

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
澤 昭裕	その他													○
鈴木 正明	公認会計士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新
--

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
澤 昭裕	○	独立役員に指定しております。 平成19年4月18日付で責任限定契約を締結しております。 <略歴> 昭和56年4月 通商産業省 (現:経済産業省)入省 平成元年8月 同省機械情報産業局 情報処理振興課 課長補佐 平成7年4月 宮城県商工労働部次長 平成9年6月 通商産業省 工業技術院人事課長 平成15年7月 経済産業省 資源エネルギー庁 資源燃料部政策課長 平成16年8月 東京大学 先端科学技術研究 センター教授 平成18年6月 株式会社コア 監査役(現任) 平成19年5月 日本経済団体連合会 21世紀政策研究所 研究主幹(現任) 平成22年2月 三澤株式会社 代表取締役会長(現任)	<選任理由> 組織マネジメント研究者としての知見を活かし、当社のコンプライアンス体制の構築・維持を図ることができるとの考えから、同氏を選任しております。 <独立役員指定理由> 独立性を阻害する可能性がある類型として東京証券取引所が示す事由に該当せず、また、その他実質的にも独立性を阻害するような事由が存在しないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
		独立役員に指定しております。 平成25年6月26日付で責任限定契約を締結しております。 <略歴> 昭和52年11月 監査法人 中央会計事務所入所 平成2年9月 中央新光監査法人 社員就任 平成8年8月 中央監査法人 代表社員就任 平成18年6月 中央青山監査法人 評議員、理事長代行就任 平成19年8月 みずほ監査法人清算人	<選任理由> 現職の立場から企業経営にも精通し、また会計分野における専門的視点で監査機能の充実を図ることができるとの考えから、同氏を選任しております。

鈴木 正明	○	平成20年10月	新日本有限責任監査法人	<独立役員指定理由> 独立性を阻害する可能性がある類型として東京証券取引所が示す事由に該当せず、また、その他実質的にも独立性を阻害するような事由が存在しないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
		平成23年7月	新日本有限責任監査法人	
			コンプライアンス推進室室長	
		平成24年7月	公認会計士・税理士鈴木正明事務所所長（現任）	
		平成25年6月	株式会社コア監査役（現任）	
		平成25年8月	JESCOホールディングス株式会社監査役	
		平成26年11月	JESCOホールディングス株式会社常勤監査役（現任）	

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

当制度は、当社の取締役が株主の皆様と利益意識を共有し、中長期的な業績の向上及び企業価値の増大への貢献意欲を従来以上に高め、株主重視の経営意識を一層促進することを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を付与することについて、平成27年6月25日開催の第46期定時株主総会において決議されております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、その他
-----------------------------------	-----------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、当社の執行役員に対しても、株式報酬型ストック・オプションとして上記と同内容の新株予約権を、取締役会の決議により割り当てる予定であります。
 スtock・オプションの付与対象者のうち、その他は当社執行役員であります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

直前事業年度における役員報酬の内容は、次のとおりです。

- ・ 取締役 7名
年間報酬総額 141,825千円（基本報酬 141,825千円）
- ・ 社外取締役 1名
年間報酬総額 4,500千円（基本報酬 4,500千円）
- ・ 監査役 1名
年間報酬総額 11,220千円（基本報酬 11,220千円）
- ・ 社外監査役 2名
年間報酬総額 4,800千円（基本報酬 4,800千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

当社では、役員の報酬は、基本報酬、ストックオプション及び役員退職慰労金で構成しております。

基本報酬の総額(限度額)は、株主総会にて決議する旨を定款で定めており、平成11年6月28日開催の株主総会にて、取締役年額300万円、監査役年額300万円を決議しております。

役員の員数については取締役は20名以内、監査役は5名以内とする旨を定款で定めております。また、役員が受ける個人別の基本報酬については、会社役員規程で以下の通り定めております。

- ・取締役が受ける報酬は、株主総会において決議された取締役報酬総額の限度内で、取締役会の協議により決定する。
- ・監査役が受ける報酬は、株主総会において決議された監査役報酬総額の限度内で、監査役会の協議により決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に 대해서는、秘書室がサポートを担当し、また、社外監査役に 대해서는 監査役および監査役会を補助する監査役スタッフがサポートを担当しております。社外取締役及び社外監査役に対して伝達すべき重要な事項が発生した場合には、速やかに連絡を行うことができる体制を確保しております。また、取締役会の開催に際しては、必要に応じて議案の要旨を事前に説明する場を設けるなど、社外取締役及び社外監査役が十分な検討を行った上で取締役会へ出席することができるよう配慮しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役設置会社として監査役・監査役会の機能を有効に活用しつつ、コーポレート・ガバナンスをさらに充実させるための体制を以下のとおり構築しています。

当社の取締役は社外取締役2名を含む7名で、任期を1年とし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を確立するとともに、各年度における

経営責任を明確にしており、社外取締役に招聘することで、取締役会の一層の活性化と公正で透明性の高い経営の実現を目指しております。

社外取締役の人選については、独立性に加え、当社の業務執行を客観的な視点で監督するとともに、企業経営に対して適切に助言するに相応しい豊富な知識・経験と高い見識を重視しています。

当社の取締役会は、月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しています。取締役会は、専ら全社レベルの業務執行の基本となる意思決定と業務執行の監督を担当し、業務執行の権限及び責任を大幅に執行役員に委譲しております。取締役会の決議により選任された執行役員は、取締役会が決定した方針に基づき業務を執行しております。グループ業務執行状況の確認と経営方針への意思統一のため、取締役、監査役、執行役員、主要な連結子会社社長等が参加する業務執行会議を月例開催するとともに、事業戦略の総合的な調整と経営課題解決のため、業務執行会議出席者に加えてグループの各部門長や管理職が参加する事業戦略会議も月例開催し、グループ経営執行の推進に努めております。

また、社内外より選任された監査役により構成された監査役会を設置し、公平・公正な経営監視のもと、グループ経営状態の迅速・正確な情報把握と意思決定を行っております。

当社の監査役は、社外監査役2名を含む3名(うち1名は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する)であり、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、稟議書等の決裁書類・重要書類の閲覧、さらに業務及び財産の調査等を通じて取締役の職務遂行状況や内部統制機能の整備・運用状況を監査し、必要に応じて役職員に対して報告を求め、取締役の職務執行に関して厳正な監査を行っています。さらに、監査役自らが直接実施する監査に加え、内部監査室並びに監査法人からの報告書をもとに、当社グループの経営状況を適宜把握することで、コーポレート・ガバナンス機能の充実に努めております。監査役監査の手法としては、「監査役監査規程」において監査役の職務を執行するための行動基準を定め、これに基づく監査役の監査計画書・重点推進事項とともに法定監査事項・決算監査事項をあわせ、年度初めの経営幹部の年度計画発表会で通知しております。

社外監査役については、監査体制の中立性・独立性を確保するため、取締役の職務執行を客観的な立場から監査し、公正な視点で意見形成ができる人材を選任しております。監査役会は、監査の方針その他監査に関する重要事項の協議・決定及び監査意見の形成・表明を行っております。

内部監査室は、当社の内部統制基準に沿った各部門の業務執行状況の確認を基本に、年度単位に監査計画を立て、関係会社も含めたグループ経営執行状況の網羅的な監査を実施しております。毎期被監査部門に対して監査計画の実施状況を鑑みた定期的な監査実施を原則に、業務監査を実施するほか、情報セキュリティ分野などのリスクマネジメント監査を実施しております。

本報告日現在における当社の経営の意思決定、業務執行、監督、及び内部統制の体制の概要は、後述の「内部統制システム等に関する事項」及び添付資料1並びに2の模式図のとおりであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業価値の向上に向けて、業務執行における迅速かつ的確な意思決定と、全てのステークホルダーに対して透明性の高い公正で効率的な経営を実現することがコーポレート・ガバナンスの重要な目的と考えています。当社は、監査役設置会社として監査役・監査役会の機能を有効に活用しつつ、コーポレート・ガバナンスをさらに充実させるための体制を上記2に記載のとおり構築しており、当社のコーポレート・ガバナンス体制は有効に機能していると考えております。また、当社は、取締役会の一層の活性化と公正で透明性の高い経営の実現を目的として、社外取締

役を選任しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様にご出席いただけるよう、決算作業日程、監査日程及び株主総会開催準備期間等を考慮のうえ、集中日を回避できるよう設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社が株式事務代行契約を締結している株主名簿管理人の運営するインターネット議決権行使ウェブサイトにより、電子投票制度で議決権を行使することができるようにしております。
その他	ホームページ上に招集通知等を掲載しております。 株主総会では、株主の皆様により深く当社をご理解して頂けるよう、事業報告、対処すべき課題及び連結計算書類の内容について、映像及びナレーションを使用して報告を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<情報開示の基本方針> 当社は透明性、公平性、継続性を重視し、株式会社東京証券取引所の定める「適時開示規則」に従って会社情報を、正確かつ迅速に開示する方針であります。また、投資家の皆様の理解に役立つ有効な情報につきましても、積極的かつ公平に開示することを方針としております。 <情報開示の方法> 「適時開示規則」に該当する情報の開示は、株式会社東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム(TDnet=Timely Disclosure Network)を利用して報道機関等に情報を公開するとともに、登録後は速やかに当社ホームページにも情報を掲載いたします。	
IR資料のホームページ掲載	(URL) http://www.core.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	(IR担当部署)経営管理室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重を規定するものとして、当社ホームページにおいて、当社の企業理念、企業指針等を示した「企業行動憲章」と当社社員の行動を規定した「企業行動基準」を開示しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

＜効率的な業務執行体制の整備状況＞

当社は執行役員制度を導入し、経営監督機関を取締役会が、業務執行機関を執行役員が担当するよう、それぞれ「監督」と「執行」の分離を図っております。

業務執行については、意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行うため、社内外より選任された監査役により構成された監査役会を設置し、公平・公正な経営監視のもと、グループ経営状態の迅速・正確な情報把握と意思決定を行う体制を整備しております。また、取締役会、業務執行会議、執行役員の各規程、組織規程及び職務権限規程により、各取締役、執行役員との分掌と権限を定めております。

経営監督については、経営方針・経営計画に基づき、各期間における計数的目標を明示し、当社グループ内の各部門の目標と責任を明確にするとともに、計画と実績の差異分析等を通じて所期の経営目標の達成を図り、経営・業務の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう当社グループ全体で業務の効率化・最適化を図っております。

＜コンプライアンス体制の整備状況＞

企業グループとしての倫理観・理念・指針とともに、各ステークホルダーとの間の法令・定款・社内規程遵守のあり方を定めた「企業行動憲章」「企業行動基準」を制定しております。また、専管組織として倫理委員会を組織し、企業行動憲章、企業行動基準、その他関連規程の教育啓蒙と遵守状況の確認を行っております。

日常の業務執行においては、全役員・従業員が定められた職務権限規程・組織規程・稟議規程に基づいた処理を実施し、これを独立的立場から内部監査室が法令・定款・社内規程・各管理マニュアル等に基づく業務処理の遵守状況を定期的に監査する体制をとっております。

また、従業員の声を経営層が直接汲み取り、法令・定款違反その他諸問題の早期解決に取り組めるよう、当社グループ共通のホットライン制度として、秘匿性を確保した電子メールによる相談受付窓口を設置しております。

＜リスク管理体制の整備状況＞

グループ経営状況の把握と営業・技術・管理等に関するリスク認識・対策検討の専管組織として、当社代表取締役社長執行役員が議長となる「業務執行会議」を設置し、当社グループの全取締役・監査役同席のもと、月例で開催しております。また、経営状況のモニタリングで認識されたリスクや経営課題については、事業戦略会議で方針や対策を協議・設定し、迅速な解決に努めております。

取締役会・業務執行会議・事業戦略会議と連携する組織としては、「内部統制会議」「倫理委員会」「情報セキュリティ委員会」を常設し、当社グループの各分野のリスク把握・未然防止策・再発防止策・従業員のリスク意識向上等の施策の実施、必要に応じた監査を行っております。

部門責任者は、事業活動における当社グループの主要リスクを認識し、各分掌に基づく主管部門・委員会等とともに法令・定款・社内規程等の遵守体制の整備及び運用に努めております。

内部監査部門は、当社グループのリスク管理体制について監査を行っており、主管部門及び被監査部門は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講じております。

また、有事における「事業継続計画」を整備し、これに従って対応することとしております。

＜情報管理体制＞

取締役会議事録、業務執行会議議事録、その他重要会議の議事録及び稟議書等の取締役の職務の執行に係る重要な情報は、「文書管理規程」「内部情報管理規程」その他の社内規程に基づき、関連資料とともに取締役及び監査役が常時閲覧可能な状態にて適切に保管・管理を行っております。

＜企業集団における業務の適正を確保するための体制＞

当社は、グループ会社が一体となって事業活動を行い、当社グループ全体の企業価値を向上させるため、「経営管理規程」を定めております。また、「関係会社管理規程」により当社のグループ会社に対し、倫理・法令等の遵守、会計基準の同等性確保、内部統制の維持・向上等に努めております。

連結子会社各社では、月例の取締役会を開催(在外子会社は四半期毎に開催)するとともに、当社業務執行会議に主要な連結子会社社長が出席し、グループ事業活動に関する議論や意見交換を行い、グループ会社が当社グループの経営・財務に重要な影響を及ぼす事項を実行する際には、主管部門が適切な指導を行っております。

また、当社は、当社の取締役及び使用人がグループ会社の役員に一定数就任することで、各社の経営意思を尊重しつつ、業務の適正性の確保に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断することを「企業行動憲章」「企業行動基準」に定め、基本方針としております。

また、事態発生及びその恐れがある情報の提供を受けた際は、総務部門が適宜警察・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ速やかに対応するものとしております。

Vその他

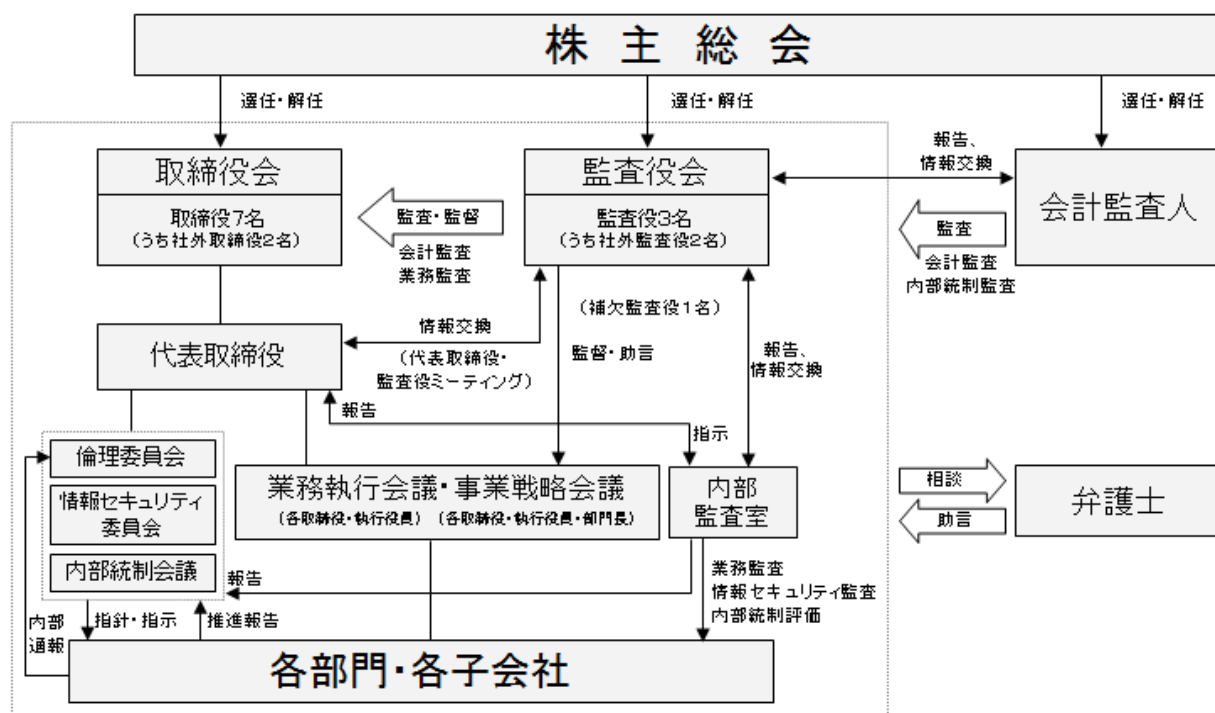
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

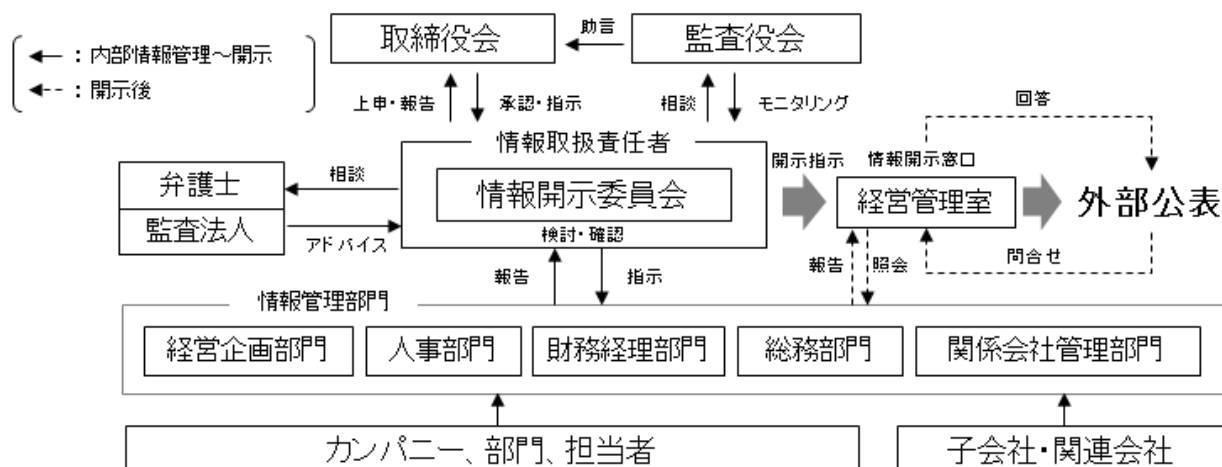
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(参考資料1)コーポレート・ガバナンス体制についての模式図



(参考資料2)適時開示体制の概要



<適時開示体制の概要に関する補足説明>

当社は、主要な会議体、担当者および部門責任者からの各報告を情報管理部門(経営企画部門、人事部門、財務経理部門、総務部門、関係会社管理部門)が網羅的に収集し、当該情報の開示要否を適宜確認し、情報取扱責任者に迅速に報告する体制をとっております。

■ 適時開示情報の検討体制

情報取扱責任者は、開示業務を統括する情報開示委員会を開催し、適時開示すべき情報の出所・根拠に基づく正確性、法令・上場規則・社内規程等に基づく適法性を確認し、株主・投資家等の視点から開示資料の内容の十分性、明瞭性等の確認を行っております。

専門的領域については、監査法人や弁護士等の助言を適宜受けております。情報取扱責任者は、情報開示委員会での協議結果を踏まえて適時開示すべき情報を取締役会に付議・承認のもと、会社として公式に開示する情報を決定しております。

■ 開示手続き

情報の公表にあたっては、取締役会での承認後TDnetを通じて速やかに開示しております。また、開示後に当社ホームページにも当該情報を掲載しており、適時開示情報と同様に情報開示委員会での検討や取締役会上申時の確認、経営管理室での確認手続きをとり正確かつ迅速・公平な開示に努めております。開示後、外部からの問合せは経営管理室が総合窓口となり、問合せ先部門と適時・適切な応対と見解の表明に努めております。

■ 内部情報管理の維持・向上

開示前情報の取扱いにあたっては、「内部情報管理規程」の全社周知、適時開示についての全社への啓蒙や開示実務者への教育を適宜実施するほか、情報取扱責任者自らが主要な社内会議に同席し、適時開示すべき情報の確認、意見の表明を行っております。